

平成 21 年 6 月 26 日現在

研究種目： 若手研究 (B)

研究期間： 2006～2008

課題番号： 18730060

研究課題名 (和文) 裁判所の手続裁量と当事者の証明活動の相関性

研究課題名 (英文) Relevancy between Discretion of Court and Proof activity by Party

研究代表者

田村 陽子 (TAMURA YOKO)

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号： 60344777

研究成果の概要：

3年にわたり「裁判所の手続裁量と当事者の証明活動の相関性」について研究してきたが、その間、アメリカ、北欧（スウェーデン・フィンランド）およびドイツの学者と交流することができ、比較法学的見地より、新しい知見を得ることができた。民事訴訟における証明のメカニズムを当事者対等の見地より見直し、裁判所は両当事者のために公平にかつ積極的に心証開示を行い、手続裁量を尽くすことが妥当である旨の結論に至った。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	500,000	0	500,000
2007年度	1,000,000	0	1,000,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,200,000	210,000	2,410,000

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事訴訟法

1. 研究開始当初の背景

日本において、裁判所の手続裁量の規律自体については、いくつかの論稿がすでに出されていたが、当事者の主張・立証活動との関連性についてあるいは事実認定の構造からの検討などについて、不十分な状

態だった。また、当事者の証明活動のメカニズムについても、裁判所側からの事実認定の見地に立った説明が多く、当事者側の主体的活動として証明活動をいかに考えるかといった視点をあまり重要視していない論調のものが多かった。

他方、アメリカでは、基本的には全面的な当事者主義(adversary system)を採用して当事者が審理の過程でイニシアティブを採ることになっているにも拘わらず、近年では、むしろ裁判所の権限の強化を求めようとする管理者的裁判官(managerial judge)の議論が起きるなど、審理手続における裁判所の関わり方については、まだアメリカでも模索が続いていた。

また、ドイツやオーストリアでは、日本より裁判所の関与が強いようであった。さらに、北欧のフィンランドやスウェーデンでは、擬制自白がなく当事者に情報提示責任があり、また裁判所が職権で顧慮できるなど、事案解明のための裁判所の権限が強いようであった。

そのため、海外での動向も踏まえて、当事者と裁判所の役割分担の視点も加えて、日本での裁判所の手続裁量に関する制度設計のあり方について、改めて検討する必要がある。

2. 研究の目的

民事訴訟においては、とりわけ対等な私人たる当事者の主張・立証活動をまっとう、裁判所は事実認定の判断を行うことになるが、当事者が争う事実について正しい事実認定については適正な裁判のために、裁判所がどのように関わるべきかを、裁判所の裁量の範囲の問題として、事実認定のメカニズムも踏まえながら検討することになった。

具体的には、わが国の民事訴訟の要証明度を、従来の通説たる「高度の蓋然性(おおよそ70%から80%以上の証明)」から「証拠の優越原則(50%超)」に置き

換えることによる民事訴訟手続全体への影響、とりわけ『当事者が証明活動を行う際あるいは裁判所が「裁量権を行使」したり「心証を開示」したりする際の規範的根拠としての意義』を検討することを「第一の目的」とした。

また、当該研究により、翻って民事の証明度を「優越的蓋然性」にすることを意義を確認することを「第二の目的」とするが、「結論」として、「証拠の優越原則」の有効性を確認し、当事者対等の証明活動のあり方を背景に、裁判所の関与の仕方、すなわち釈明権の積極的活用および審理過程での積極的な心証開示が一層求められるべきであるといった、日本の今後の審理への関与のあり方を含めた、民事事件の証明過程全体についての総合的な成果を得ることを目標とした。

3. 研究の方法

比較法学的見地も活用して、先にあげたアメリカ・ドイツ・北欧など主な法制国の状況を文献やインタビューにより調べ、かつ日本の学説・現状を文献資料により、比較・検討することにより行った。

【平成18年度】においては、今回の研究の準備段階として、わが国での手続裁量や心証開示の理論全般を検討してきた。また、他方で、外国の文献をなるべく入手して本格的な調査の準備を行ってきた。国際民事訴訟法学会にも参加し、ヨーロッパの研究者とも意見交換の機会を得た。

【平成19年度】は、平成18年度の準備を元に、ドイツ語法圏とは別の特徴を持った北欧のフィンランドやスウェーデンの状況について調査・資料収集・検討を行った。とりわけ北欧では、1.の研究の背

景でも述べたように、職権主義の貴重から、裁判所の権限は強いものと考えられている一方で、民事裁判における当事者の主張・立証活動には、超過原則の下、両当事者が積極的に証拠を収集・提出することになっており、審理の充実化・活性化が当事者および裁判所の双方からなされるよう制度設計されているという特徴が明らかになった。

【平成20年度】は、平成18年度および平成19年度の研究を踏まえ、わが国の民事裁判制度における裁判所の役割について、当事者の証明活動との関連から、総合的な検討を行った。ドイツにおいても、調査・資料収集を行った上で、ドイツ語法圏あるいは北欧の国との比較法的検討から、わが国の裁判制度における裁判官の役割について、「当事者の証明活動との関連性」を含めて、「裁量権の範囲の限界や心証開示の積極的な根拠規範の提案」を行った。

4. 研究成果

冒頭の研究成果の概要のところでも述べたが、平成16年に実務家要請のための法科大学院教育が始まり、裁判のプロセスの透明化・明瞭化といった見地から、裁判所の手続裁量の規範化の問題や裁判官の心証開示の規範化の問題も重要課題となっていた。

そのため、裁判所と当事者の協同の必要性と裁判の公平と行った基本理念に基づき、当事者の証明活動という側面に加えて、裁判所側からの釈明権や裁量権の行使あるいは心証開示と行った側面の双方から、民事訴訟における事案の解明のあり方（手続裁量・心証開示の程度などの規範化）お

よび証明のあり方（証明度・証明責任との関連性）について検討した。

具体的には、「裁判所の手続裁量と当事者の証明活動の相関性」について、民事の証明度を従来の判例・通説的見解による「高度の蓋然性」原則から「証拠の優越」原則に置き換えることによる民事訴訟手続全体への影響の点を検討した。とりわけ『当事者が証明活動を行う際あるいは裁判所が「裁量権を行使」したり「心証を開示」したりする際の規範的根拠としての意義』を第1の目的とした。この間、アメリカ・北欧およびドイツの学者と交流することができ、また必要な資料を収集することができない、比較法学的見地より、新しい知見を得ることができた。

本研究により、第1に、当事者の証明活動の出発点としては、民事訴訟における「当事者の公平」の見地および両当事者の「誤判防止の費用効率性」からは、アメリカの制度と同様、証拠の優越原則を民事裁判の証明度原則にすることが有効であることが判った。

第2に、証明度は証明責任と併せて民事訴訟のバック・ボーン（訴訟遂行の行動指針）となることから、民事の証明度を証拠の優越で足りるとすることで、審理の過程では主観的証明責任の役割が増大し、審理過程では証明責任を負わない側も証拠や訴訟資料の収集・提出により積極的に関わる必要が生じることが解明された。

そのため、第3に、証拠偏在事件において、証明責任を負うものの証明負担軽減法理として、事案解明義務といった法理を論ずる必要がなくなることが明らかとなった。また、裁判所については、当事者が武

器対等であることを基として、積極的に釈明権を行使しても、当事者に主張責任の所在があるとされる弁論主義違反に問われなくなり、同様に、審理の過程では、当事者間の不意打ち防止のため、積極的な心証開示も求められるべきであることも判明した。

以上のように、本研究の検討結果からは、裁判所の裁量については、より積極的なものが求められる、かつそれが許されることになるので、従来の訴訟制度のあり方に重要な変換をもたらすことになる点で、重要な意義があると思われる。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

田村陽子「証明度の法的性質 実体法と手続法の交錯」立命館法学 321 = 322 号 303 - 333 頁 (平成 21 年 3 月) 査読無

[学会発表] (計 1 件)

田村陽子第 79 回日本民事訴訟法学会大会の 2 日目 (2009 年 5 月 17 日) に、「事実認定の客観化 証明のメカニズムの解明および事実認定の “ブレ” を減らすための理論と法策」のタイトルの下、研究成果の一部を個別報告、学習院大学

[図書] (計 1 件)

Kyoko Ishida & Yoko Tamura, “ Chap.4 Commercial Litigation・Arbitration, ” 1 Business Law in Japan (2008)

p. 321-347.

[その他]

文献紹介

田村陽子「Richard L. Marcus, E-Discovery & Beyond: Toward Brave New World or 1984?, 25 Rev. Litig. 633 (2006)」民訴雑誌 53 号 197-207 頁 (平成 19 年 3 月)

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

田村 陽子 (TAMURA YOKO)
立命館大学・法学部・准教授
研究者番号 : 6 0 3 4 4 7 7 7

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者